

令和6年12月27日
国土交通省海事局

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備
等に関する省令案に対する意見募集の結果について

国土交通省では、令和6年6月28日から令和6年7月28日まで、海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案に対する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、2件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

(1) 募集期間

令和6年6月28日（金）から令和6年7月28日（日）

(2) 周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

(3) 意見提出方法

電子メール及び郵送

2. 意見の数

提出意見数 2件

3. お問い合わせ先

国土交通省海事局内航課
（直通）03-5253-8622

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

※ 提出いただいた御意見から一部要約し、整理しています。

また、今回の意見募集の対象と直接関係がないと考えられる御意見は除いています。

ご意見の概要	考え方
<p>対外旅客定期航路事業及び旅客船以外で旅客の運送を行う貨客定期航路事業（改正前の人の運送をする貨物定期航路事業）、一般不定期航路事業（改正前の人の運送をする不定期航路事業）について、事業開始の手続きが事前届出制から登録制に改められることになるが、既存の事業者が改正後の事業に移行する場合の登録にあたっては、手続きの負担軽減を図るなど航路の継続的な運営に支障をきたすことのないよう配慮いただきたいこと。</p>	<p>既存の事業者が円滑に登録事業へ移行できるよう、申請様式例等を案内してまいります。</p> <p>なお、既存事業者にあつては、施行日より2年間、改正後の海上運送法に基づく登録を受けなくても、引き続き事業を営むことが出来ることとされております。</p>
<p>申請等の書類において、法人である事業者については、法人番号の提出（提出書類においての法人番号の記載）も行わせた方が良いのではないかと考える。（理由：行政の能率向上に資すると思われるので。）</p>	<p>申請者の記載事項については、事業者名等を特定する観点から必要最低限の項目にとどめることとしており、法人については、定款及び登記事項証明書により事業者の存否を確認するため、提出していただくところです。</p> <p>法人番号の記載については、必ずしも法人の存否の確認に必要な事項ではないことから、事業者への負担となる可能性もあり、本省令においては、求めないこととしますが、今後の参考とさせていただきます。</p>